

平成23年4月16日

国土交通大臣

大 畠 章 宏 様

東日本大震災に対処するための
特別立法等を求める要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東日本大震災に対処するための 特別立法等を求める要望書

平成23年3月11日に三陸沖で発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の地震観測史上最大となる超巨大地震であり、我が県では栗原市で震度7を観測したのを始め、県下のほぼ全域で震度5強以上の激しい揺れに見舞われました。

また、地震発生後、高さ10mを超える大津波が我が県沿岸部のほぼ全域を襲い、海岸から数kmにも及ぶ計327km²もの広大な地域が浸水するなど壊滅的な被害を受けました。

これら史上最大の地震、津波による我が県の死者・行方不明者数は、これまでに判明したものだけでも約1万4千人に上るとともに、被害額は2兆円を超え、これらの被害は今後全容が明らかになるにしたがってさらに大幅に増えるものと見込まれております。

地元自治体では、自衛隊を始めとした国の支援や全国の自治体、企業、団体、個人の皆様からの暖かいご協力のもと、行方不明者の捜索や被災者の救助、復旧活動など、住民生活の安定に向けて全力をあげて取り組んでいるところ

ですが、地元自治体の処理能力の限界を超えた対応が必要な状況であることから、国におきましても、このたびの震災に対処するための特別な立法措置を講ずるなど、別紙のとおり特段の措置を講じられますよう要望いたします。

また、今次の大地震においては、消費活動の自粛など、我が国経済全体へ大きな影響を与えることが懸念されており、経済活動の積極的な展開が促進されるような措置についても検討を進めていただくよう併せて要望いたします。

< 各府省に共通するもの >

- 1 (仮称) 災害復興基本法の制定
- 2 (仮称) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の制定
- 3 (仮称) 災害復興交付金の創設による災害対策費及び災害復旧事業費等の全額国庫一括交付金化(省庁ごとの補助金及び地方債によらない対応を)
- 4 被災地の復興に向けた補正予算の編成
- 5 被災地の復興を促進する特別な法制度の整備
- 6 地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設並びに事業者への出資, 運転資金融資制度の創設
- 7 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び実情に即した交付対象範囲の拡大(更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費の制度一元化及び全額国庫一括交付金化)
- 8 地方自治体が平成23年3月11日から3月31日までの間に平成22年度の災害応急措置として国の交付決定を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について, 国において平成23年度に事後的に国庫支出金の交付を可能にする特別な法制度の整備
- 9 地方自治体が平成23年4月1日以降に平成23年度の災害応急措置として国の交付決定を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について, 国において事後的に国庫支出金の交付を可能にする特別な法制度の整備
- 10 災害査定の簡素化

< 国土交通省関係 >

- 1 国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の支払免除
- 2 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ
- 3 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び実情に即した交付対象範囲の拡大(更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費の制度一元化及び全額国庫一括交付金化)
- 4 市街地復興計画の策定費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 5 都市計画街路の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 6 土地区画整理事業地の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 7 下水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ
- 8 港湾施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 9 災害復旧調査費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大

- 1 0 都市公園の植栽等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 1 大規模盛土造成地変動予測調査費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 1 2 大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 1 3 内陸域（地震のみによる被災区域）に係る災害査定 of 早期実施
- 1 4 津波浸水区域に係る災害復旧事業期間の延長
- 1 5 災害査定手続きの簡素化
- 1 6 仙台湾沿岸仙台南部海岸における直轄災害復旧事業の推進
- 1 7 港湾施設等物流機能の復旧支援について
- 1 8 空港アクセス鉄道，空港ビル施設及び空港貨物施設等の国有財産使用料の減免
- 1 9 防災集団移転促進事業の国庫補助率の更なる嵩上げ
- 2 0 建築基準法による建築制限期間等の延伸
- 2 1 災害公営住宅整備，復旧にともなう補助の拡充
- 2 2 津波被災市街地の復興に係る支援制度の新設
- 2 3 被災市街地復興土地区画整理事業の適用拡大及び国庫補助率の嵩上げ
- 2 4 住宅の確保等に対する補助新設
- 2 5 被災を受けた土地区画整理事業に係る国庫補助率嵩上げ
- 2 6 土地区画整理組合の経営支援の充実
- 2 7 下水道施設の災害復旧事業対象の拡大について
- 2 8 被災失業者の公共事業への就労促進に関する制度の創設
- 2 9 被災を受けた建設業への支援制度の創設
- 3 0 第三セクター鉄道，離島航路，バス等の被災公共交通事業者の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設と国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大並びに事業者への出資及び運転資金融資制度等の創設
- 3 1 空港ビル施設，空港貨物施設等の地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターの災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設並びに事業者への出資及び休業期間の運転資金融資制度等の創設
- 3 2 地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 3 観光施設・宿泊施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

要望項目に係る説明書

<各府省に共通するもの>

1 (仮称)災害復興基本法の制定

このたびの震災は、被害やその範囲が我が国災害史上最大規模のものであり、被害額が被災自治体の年間予算を大きく上回る状況であることから、国土の復興との考え方に立ち、国の全面的かつ主体的な関与を法律で規定するよう求めます。

また、震災復興に向けた基本方針、復興までの道筋等について、被災自治体の意見を踏まえながら、早期に法制化することを求めます。

2 (仮称)東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の制定

沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けていることから、従来の災害復旧における費用負担のあり方にとらわれることなく、被災自治体の負担がゼロになることを基本とした国の財政援助について早期の法制化を求めます。

3 (仮称)災害復興交付金の創設による災害対策費及び災害復旧事業費等の全額国庫一括交付金化(省庁ごとの補助金及び地方債によらない対応を)

このたびの震災による被災地域は広大であり、被災件数も膨大に上ることから、国の財政支援が従来どおり補助金を中心としたものにした場合、国・地方自治体の双方において補助金の交付に要する事務が過大となり、自治体運営に支障を来すおそれがあります。

また、補助金での支援の場合、各省庁により補助対象事業費がこと細かく定められることから、1件1件について各省庁と密接に協議を重ねたとしても、解体や撤去に係る費用など、省庁によってはかなりの経費が補助対象外となったり、省庁の定める単価を超過した部分について補助対象外になるのが通例です。

つきましては、道路、河川、港湾、漁港、農地など、行政分野ごとの被害額を外形基準として国の支援額を算定し、各省庁分を一括して交付金として交付するとともに、交付金の用途についても、地方自治体がそれぞれの実情に応じて柔軟に対応できるようにすることを求めます。

また、現行制度における国の財政支援は主として国庫補助と地方債の元利償還金に対する地方交付税措置からなっていますが、可能な限り、上記の(仮称)災害復興交付金に一本化し、当年度中での全額国費での支援を求めます。

なお、(仮称)災害復興交付金に関しては、(仮称)災害復興基本法において法定化し、原則として、災害救助法が適用された市町村とこれを包含する

都道府県をその交付対象自治体として規定することを求めます。

4 被災地の復興に向けた補正予算の編成

被災した地方自治体が速やかに災害対策や災害復旧事業に取りかけられるよう、国において早期に補正予算を成立させ、速やかに国費を交付することができるよう求めます。

5 被災地の復興を促進する特別な法制度の整備

被災地の復興を早期に行うためには、復興に支障となる規制を適用しない、各種手続きを簡素化するとともに手続きに要する期間を短縮する等の特例措置が必要です。被災自治体の意見を踏まえながら、適宜必要となった都度、各種の特例措置を法制化するよう求めます。

6 地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設並びに事業者への出資、運転資金融資制度の創設

従来、地方自治体等が単独で整備した施設に係る災害復旧費は国庫補助の対象外とされていますが、このたびの震災では、地方自治体等が単独で整備した施設も甚大な被害を受け、現行制度で起債対象外の施設や元利償還金に対する交付税算入率の低い施設を中心に、地方負担が過重となっています。このたびの被害の大きさに鑑み、地方自治体等が単独で整備した施設の災害復旧費についても国庫支出金の交付対象とするよう求めます。

また、事業者への出資や運転資金融資などについても国による新たな支援制度の創設を求めます。

7 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び実情に即した交付対象範囲の拡大（更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費の制度一元化及び全額国庫一括交付金化）

このたびの震災では広範な地域が津波により浸水し、無秩序にがれきや土砂で覆われています。現行制度では道路、河川等の公共土木施設上のがれきや土砂は各施設管理者が行い、それ以外の地域は市町村が行うこととされていますが、いずれも現行制度では地方負担が発生し、このたびの震災ではがれきだけでも県全体で1800万トンと通常時に我が県で発生する一般廃棄物の23年分にも達する見込みであることから、地方負担額は被災自治体の

財政規模に比較して非常に大きな額になるものと見込まれます。

がれきや堆積土砂の撤去は本格的な復興を進める上で早期に行わなければならないことから、全額国費で実施年度に被災自治体に交付することを求めます。

また、管理の区分によって施行者が変わることは作業が非効率となることなどから、災害等廃棄物処理事業費補助金に一元化を図ること又は、一括交付金化することを求めます。

8 地方自治体が平成23年3月1日から3月31日までの間に平成22年度の災害応急措置として国の交付決定を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について、国において平成23年度に事後的に国庫支出金の交付を可能にする特別な法制度の整備

このたびの震災では、災害応急措置として、国庫補助の対象になるようなものでも、必要にせまられて国の交付決定を待たずに発注を済ませています。

こうした事情をご理解いただき、県の実施年度が過ぎたものであっても、事後承認の上、県の実施年度の翌年度において国費を交付するよう求めます。

9 地方自治体が平成23年4月1日以降に平成23年度の災害応急措置として国の交付決定を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について、国において事後的に国庫支出金の交付を可能にする特別な法制度の整備

今後も現場の判断で早急に応急措置を講じる必要がある場合は、国庫補助の対象になるようなものでも、必要にせまられて国の交付決定を待たずに発注しなければならないことが起こりうると考えられます。事情をご理解いただき、こうした場合であっても、事後承認の上、国費を交付するよう求めます。

10 災害査定の簡素化

現行の災害査定では、災害査定期間、対象額、作成資料並びに設計更手続きにおいて各種規定があり、今回の激甚災害では対応が困難なことから柔軟な運用、手続きの簡素化が図られるよう求めます。

< 国土交通省関係 >

1 国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の支払免除

現行制度上、国土交通省が施行する国直轄災害復旧事業の国庫負担率は通常 $1/3 \sim 2/3$ であり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

このたびの震災では、沿岸部を中心に甚大な被害を受けており、国土交通省が施行するものと想定される国直轄災害復旧事業量からすると、現行の国庫負担率では地方負担が極めて過大になることから、負担金の支払免除を求めます。

2 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ

現行制度上、公共土木施設の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により $2/3$ の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に公共土木施設も壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

3 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び実情に即した交付対象範囲の拡大（更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費の制度一元化及び全額国庫一括交付金化）

このたびの震災では広範な地域が津波により浸水し、無秩序にがれきや土砂で覆われています。現行制度では道路、河川等の公共土木施設上のがれきや土砂は各施設管理者が行い、それ以外の地域は市町村が行うこととされていますが、いずれも現行制度では地方負担が発生し、このたびの震災ではがれきだけでも県全体で1800万トンと通常時に我が県で発生する一般廃棄物の23年分にも達する見込みであることから、地方負担額は被災自治体の財政規模に比較して非常に大きな額になるものと見込まれます。

がれきや堆積土砂の撤去は本格的な復興を進める上で早期に行わなければならないことから、全額国費で実施年度に被災自治体に交付することを求めます。

また、管理の区分によって施行者が変わることは作業が非効率となることなどから、災害等廃棄物処理事業費補助金に一元化を図ること又は、一括交

付金化することを求めます。

4 市街地復興計画の策定費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、市街地復興計画の策定費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に交番や駐在所等も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

5 都市計画街路の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、土地区画整理事業で整備された街路で道路法による道路の供用開始の告示がされていない街路は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とはならず、通常为国庫補助率 1 / 2 での対応にならざるを得ない状況です。

しかし、このたびの震災では、都市計画街路についても甚大な被害が発生しており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

6 土地区画整理事業地の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、土地区画整理事業地のがれき撤去費や事業者が維持管理している宅地、都市排水施設等に対する災害復旧費に係る国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に土地区画整理事業地も甚大な被害を受けており、がれき撤去費や災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

7 下水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ

現行制度上、下水道施設の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により 2 / 3 の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に 2 割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部に設置された終末処理場などが壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

8 港湾施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大

現行制度上、港湾関係起債事業で整備した施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、各種の港湾施設が壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、これらの施設についても公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象に含めるよう国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

9 災害復旧調査費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大

現行制度上、災害復旧調査費に対しては、地すべり対策等にかかる調査・設計費など限定調査以外については国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に各種の施設が壊滅的な被害を受けており、災害復旧調査費が極めて多額に上ることから、国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

10 都市公園の植栽等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、都市公園の植栽等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に都市公園の植栽等も甚大な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

11 大規模盛土造成地変動予測調査費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ

現行制度上、大規模盛土造成地変動予測調査費に対しては、一部の交付対象外を除き1/3の交付金が交付されますが、このたびの震災では、現行の交付率では大規模盛土造成地変動予測調査費の地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

12 大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大

現行制度上、大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対しては、一部の交付対象外を除き1/4の交付金が交付されますが、このたびの震災では、現行の交付率では大規模盛土造成地滑動崩落防止費の地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げや、要件の見直しを行うことにより、国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

1 3 内陸域（地震のみによる被災区域）に係る災害査定の早期実施

内陸における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害査定について、準備の整った箇所から順次、早期に実施することで迅速な災害復旧が図られるよう求めます。

1 4 津波浸水区域に係る災害復旧事業期間の延長

津波浸水区域における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業期間について、被害が広範囲に亘っていること、大量の瓦礫等による捜索活動なども含めた処理期間が長期間に及ぶこと、沿岸地域の多くの地区で町そのものが壊滅状態となっており、地元とのまちづくり計画検討等調整期間も必要なことから、期間の延長措置を講じられるよう求めます。

1 5 災害査定手続きの簡素化

現行の災害査定では、災害査定期間、対象額、作成資料並びに設計変更手続きにおいて各種規定があり、今回の激甚災害では対応が困難なことから柔軟な運用、手続きの簡素化が図られるよう求めます。

1 6 仙台湾沿岸仙台南部海岸における直轄災害復旧事業の推進

津波により甚大な被害を受けた仙台南部海岸の31.7km区間（建設海岸）の災害復旧については、国土交通省において実施されることが決定していますが、当該海岸背後に位置する仙台空港、県南浄化センター等の復旧を図るためにも、海岸保全施設の早期復旧を図られるよう求めます。

1 7 港湾施設等物流機能の復旧支援について

県が港湾関係起債事業で整備したふ頭用地及び上屋や荷役機械等の港湾機能施設及びフェリー埠頭公社が管理する岸壁及びターミナルビル等の災害復旧に対して財政支援を行うこと及び仙台塩釜港、石巻港の復興にあたっては、全面的かつ総合的な対策を実施することを求めます。

また、港湾運送事業者の荷役、運送機械等の災害復旧及び物流関連企業の復興への補助及び無利子貸し付け等の財政支援を行うこと。及び、臨港地区内事業用敷地及び倉庫等の瓦礫等災害廃棄物の処理について、国が費用負担を行うことを求めます。

港湾物流に従事する労働者の雇用については、復興が完了するまでの期間、特別な財政支援を行うことを求めます。

港湾における防災機能を向上させるため、耐震強化岸壁の整備及び津波避難施設を設置すること、及び仙台塩釜港塩釜港区に海上保安庁の専用岸壁を国において早急に整備することを求めます。

1 8 空港アクセス鉄道，空港ビル施設及び空港貨物施設等の国有財産使用料の減免

今後の震災復興に関して重要な公共施設である空港アクセス鉄道，空港ビル施設，空港貨物施設等の事業者への支援策として，国有財産使用料の全額を免除することを求めます。

1 9 防災集団移転促進事業の国庫補助率の更なる嵩上げ

現行制度上，住宅団地の用地の取得に要する経費，移転者の住宅の建設等に対する補助に要する経費等に対しては，防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律により 3 / 4 の国庫負担があり，地方債の特例措置も講じられています。

このたびの震災では，沿岸部を中心に甚大な被害を受けており，現行の国庫補助率では地方負担が極めて過大になることから，現行国庫補助率の更なる嵩上げを求めます。

2 0 建築基準法による建築制限期間等の延伸

現行法上，被災市街地における建築制限については，建築基準法第 8 4 条の規定により，都市計画等のため必要があるときは，区域を指定し，災害発生から 1 ヶ月以内の期間を限り，その区域内の建築等を制限でき，また，この期間は 1 ヶ月の延長をすることができるかとされています。

このたびの震災では，沿岸部を中心に甚大な被害を受けており，早急にまちづくり計画を策定するのは困難なことから，災害発生から 1 ヶ月以内とする建築制限の開始日及びその期間（最大 2 ヶ月）の延伸を求めます。

2 1 災害公営住宅整備，復旧にともなう補助の拡充

災害公営住宅の整備（建設）については，国庫負担が 2 / 3（激甚災害の場合 3 / 4），既設公営住宅の復旧については 1 / 2（激甚災害の場合，嵩上げあり）となっています。

このたびの震災では，公営住宅についても沿岸部を中心に甚大な被害を受けており，今後の整備，復旧にあたっては地方負担が大きくなることから，補助率の更なる嵩上げを求めます。

また，被害を受けた公営住宅については，宅地に大きな被害を受けたもの

もありますが、宅地のみを復旧（造成）する場合は補助対象外となっています。

今後、津波の被害から逃れるため新たな場所での造成も考えられることから、用地取得造成費に対しても、全ての場合において補助対象とすることを求めます。

2 2 津波被災市街地の復興に係る支援制度の創設

今回の地震により地盤が沈下し現位置での復興が困難な被災地については、大規模な移転が必要となり現行事業制度での復興が困難なことから、新たな事業制度の創設を求めます。

2 3 被災市街地復興土地区画整理事業の適用拡大及び国庫補助率の嵩上げ

被災市街地復興土地区画整理事業について、都市計画区域内の既成市街地を対象としておりますが、被害が甚大かつ広域的なため、都市計画区域内にとどまらず区域外を含めて一体的に取り組めるよう適用範囲を拡大することを求めます。また、沿岸部の小規模な市街地でも適用できるように採択要件（被災面積20ha、被災戸数1,000戸以上）を緩和するとともに、補助率の大幅な嵩上げを求めます。さらに、被災市街地の復興に係る市街地開発事業の種地として、地方公共団体が土地を取得する場合についても、補助の対象とできるよう制度拡大を求めます。

2 4 住宅の確保等に対する国庫支出金交付制度の創設

被災市街地土地区画整理事業等により被災者が住宅を復興するまでの間、仮設住宅の整備が間に合わず、避難所暮らしを強いられる被災者もいることから、一時的な住宅の確保ができるよう新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

2 5 被災を受けた土地区画整理事業に係る国庫補助率嵩上げ

土地区画整理事業には、今回の地震及び津波により大きな被害を受けている箇所があり、事業者の負担軽減を図るため、補助率の大幅な嵩上げを求めます。

2 6 土地区画整理組合の経営支援の充実

土地区画整理組合においては、経済活動の停滞や津波による浸水の影響で

住宅地として保留地処分が落ち込み、事業資金収入の不足が生じ継続が困難となることが懸念されることから、事業経営が困難になった組合に対する経営支援の充実を求めます。

2 7 下水道施設の災害復旧事業対象の拡大について

下水道施設の機能停止に伴い公衆衛生保全のための緊急的な溢水防止などの応急復旧費用や、処理場の施設全体が被災していることから、処理場としての機能を発揮するには、管理のための施設の復旧も必要であり、管理的施設（車庫、駐車場、樹木及び修景芝等）についても災害復旧範囲とするよう求めます。

2 8 被災失業者の公共事業への就労促進に関する制度の創設

震災を受けた地域における多数に上る失業者の生活の安定を図るため、当該地域の公共事業において、できるだけ多くの失業者の就労を促進する制度の創設を求めます。

2 9 被災を受けた建設業への支援制度の創設

被災地域の建設業者に金融面で支援を行うため、国と宮城県・仙台市が協調して金融機関に預託し、無利子の融資を行う制度の創設を求めます。また、県・市に対する財政的支援を求めます。

3 0 第三セクター鉄道、離島航路、バス等の被災公共交通事業者の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設と国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大並びに事業者への出資及び運転資金融資制度等の創設

現行制度上、被災公共交通事業者の災害復旧費については、経常損失が生じている第三セクター鉄道施設の復旧費として1 / 4の国庫補助制度がありますが、離島航路事業者やバス事業者の復旧費については、国庫補助制度がありません。また、経常損失が生じていない第三セクター鉄道の災害復旧費に対しても、国庫補助制度がありません。

このたびの震災では、沿岸部を中心に公共交通事業者も壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方自治体及び事業者の負担が過大になるほか、従来の国庫補助対象以外の施設についても災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設と現行国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大を求めます。また、事業者への出資や運転資金融資などについても国による新たな支援制度の創設を求めます。

3 1 空港ビル施設，空港貨物施設等の地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターの災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設並びに事業者への出資及び休業期間の運転資金融資制度等の創設

現行制度上，空港ビル施設，空港貨物施設等の地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターの災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。

このたびの震災では，沿岸部に位置する仙台空港も津波により甚大な被害を受け，空港ビルや空港貨物施設等は極めて甚大な被害を受けました。これらの災害復旧費は極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また，事業者への出資や休業期間の運転資金融資などについても国による新たな支援制度の創設を求めます。

3 2 地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部に設置された地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設が壊滅的な被害を受け，災害復旧費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 3 観光施設・宿泊施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，観光施設・宿泊施設等の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に観光施設，ホテル，旅館，民宿等も壊滅的な被害を受けており，災害復旧費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。